

富士宮市立富士根北中学校部活動ガイドライン

富士宮市立富士根北中学校部活動ガイドライン（以下、「本校ガイドライン」という）は、富士宮市立中学校部活動ガイドラインをもとに、富士根北中生にとって望ましいスポーツ・文化芸術の環境を構築するという観点に立ち、部活動が最適な形で実施できることを目的として策定しました。

1 本校ガイドライン策定の趣旨

- (1) 富士根北中生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフ、文化芸術活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 富士根北中生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 富士根北中学校全体として「教職員の働き方改革」を鑑み、部活動の指導・運営の工夫を行い、持続可能な運営体制を構築する。

2 部活動の目的

異学年の共通の興味や関心をもつ生徒同士が、集団で練習や試合、各種コンクール等に取り組むことで社会生活の基本的な資質（ルール・マナー）を育成する。また技能の習得や社会性の育成により、健全なる心身の発達と個性の伸長をはかる。

3 部活動運営体制

- (1) 校長は、本校ガイドラインを毎年度策定し、学校ホームページに掲載する。
- (2) 各部活動顧問は、年度当初に年間活動計画（活動日、休養日、大会参加予定等）を作成し、校長に提出する。承認を得て、生徒・保護者へ配付する。
- (3) 各部活動顧問は、毎月の活動計画（前月の20日までに作成）と活動実績（翌月の5日までに作成）を校長に提出する。承認を得て、生徒・保護者へ配布する。
- (4) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績で各部の活動内容・活動時間を確認し、生徒が安全かつ健康に部活動に取り組めるように支援・指導する。

4 部活動への加入

- (1) 原則として全員加入とする。
- (2) 入部後は原則として、3年間同一部とする。
- (3) 入部及び転部は必ず担任と顧問に届け出をし、保護者の同意書を顧問に提出する。

5 活動日及び活動時間

(1) 平日

ア 週4日以内の活動日とする。

イ 1日の活動時間は長くとも2時間程度とする。（延長も含まれる）
日没時刻による活動終了時刻は別に定める。

(2) 休日（土・日）及び、祝・祭日

ア 土曜日または日曜日については、1日以上休養日を設ける。

イ 活動時間は長くとも3時間程度とする。ただし、大会や練習試合等が計画されている場合は、通常の練習時間を含め、1か月32時間以内とする。

(3) 長期休業日

- ア 平日の活動時間は長くとも3時間程度とする。
- イ 土曜日及び日曜日は休養日とする。
- ウ 各部ごとに、ある程度長期の休養期間を設ける。

(4) 富士宮市共通の部活動休止日

- ア 夏季休業中の学校閉庁日(4日間)
- イ 年末年始の休日(12/29～1/3)
- ウ 総合防災訓練及び地域防災訓練の午前中

(5) その他の部活動休止日

6 運用上の留意点

(1) 平日の活動終了予定時刻(開始時刻は16:00とする)

月	終了時間	完全下校時間	月	終了時間	完全下校時間
4月	17:30	17:45	5月	18:00	18:15
6・7月	18:00	18:15	8月	17:15	17:30
9月前半	17:15	17:30	10月前半	16:30	16:45
9月後半	17:00	17:15	10月後半	16:15	16:30
11・12月	16:15	16:30	1月	16:30	16:45
2月前半	16:45	17:00	3月	17:15	17:30
2月後半	17:00	17:15			

※日没を考慮し変更もある。

(2) 活動中止日

- ・定期テスト期間(全部)3日前から

(3) 朝練習は原則として行わない。

(4) 気象状況の急変(高温多湿、落雷、暴風等)により健康被害や事故につながる恐れがあるときは直ちに活動を中止する。

(5) 各種大会やコンクール等の前や長期休業中にまとまった練習等の時間が必要な場合は、校長承認のもと実施可能であるが、超過した活動日数・時間については休養日や時間を別日に振り替える。

(6) 各顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(7) その他、本校ガイドラインを運用する中で発生する諸問題については、その都度職員会議で協議し決定する。